資料2

全国女性税理士連盟

事務局 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-12-13 アドス御苑マンション 308号
TEL 03-3226-0878　FAX 03-3226-0855
《http://www.jozeiren.com》

全国女性税理士連盟とは…

全国女性税理士連盟は、女性では唯一の税務専門家集団です。
会員相互の親睦と研鑽、会員の社会的地位の向上と権益の擁護を目的としています。昭和33年創立以来、税理士の社会的使命のもと、納税義務者の信頼にこたえ、納税義務の適正な実現に向け種々の活動を行っております。また、女性の社会的地位向上に向けて、関連団体へ様々な提言をしています。その活動は各界の注目を集め高い評価を得ています。会員には、常に「こまった時の女税連」として女性税理士のよりどころになっています。

歴史・生い立ち

当連盟が産声をあげるきっかけは、昭和28年4月婦人週間に因んで女性税理士による座談会が開催されたことによります。当時33名の女性税理士が、職業を持つということに仲間意識を感じ、互いに協力しあえればと昭和33年8月箱根において「全国婦人税理士連盟」の創立総会を開きました。
この時決議した「女性税理士を日本税理士会連合会理事に送りたい旨の決議書」を日本税理士会連合会会長に提出し2年後実現しました。
同業者として語り合う楽しみとともに、女性の社会参加を大きな目的に掲げ、活動が始まりました。

1961年（昭和36年）「家計と家族の計算書」国税庁より青色申告簡易帳簿として承認
1967年（昭和42年）総会時に研究報告始まる
1972年（昭和47年）「夫婦財産制」についてシンポジウム
1975年（昭和50年）「民法の一部を改正する法律」に関する請願
1990年（平成２年）欧州税制・福祉視察旅行
1992年（平成４年）「21世紀を支える女性と税」シンポジウム
1994年（平成６年）「税理士会会員の通称使用についてのお願い」を日本税理士連合会に提出

平成11年8月の第42回総会において、「全国女性税理士連盟」に名称を変更しました。
当連盟は、女性ならではの華やかさと、地域に密着した地道な活動から育まれ、いつも社会の先陣を切って活動しています。

全国女性税理士連盟会員数

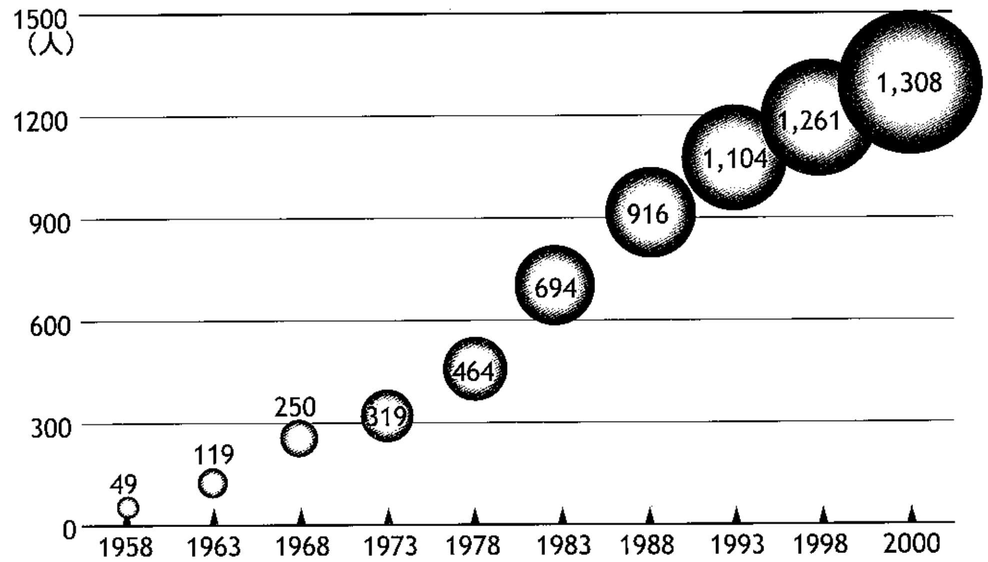

東西支部活動

全国組織として発足しましたが、会員の増加と活動の活発化に伴い、昭和44年に東西支部が組織されました。

東日本支部は、北海道から神奈川まで13ブロックに分かれています。

毎月の例会では、研修会・春のハイキング・秋の一泊旅行等を開催し、また、ゴルフ、ハンドベル、東海自然歩道を歩く会、観劇同好会等の活動も行っています。

各地でブロック会が開かれ、未入会の方々にも参加を呼びかけ懇親と研鑽を深めています。

西日本支部は、中京から九州・沖縄まで7ブロックに分かれています。

会員が広い地域に点在する西日本支部の特性から、ブロック単位での研修会・懇親会等が活発に行われています。全体としては、支部総会、新合格者祝賀会、春の研修旅行等があり、特に総会と旅行については、各ブロックを探訪するかたちで開催しています。

活動のあらまし／年間スケジュール

1．活動のあらまし

(1) 研究活動

租税に関する研究活動を行い、毎年研究報告書を発刊しその成果を問うことにとどまらず、その結果を各界に要望しています。

(2) 特別委員会活動

商法、税理士法などについて、必要に応じて特別委員会を設置し、検討を重ね、意見書・要望書等を関連各所に提出しています。

また、会員向けに小冊子の発行も行っています。

(3) 出版活動

昭和56年1月「あなたと相続」をはじめとして「妻たちの税金」「新型間接税ってなあに？」「女の税金損得感情」「配偶者控除なんかいらない!?」「事実認定確認事典」「わたしの税金と年金」「新・租税手続べんり事典」等を出版してきました。

(4) 研修会

月例会、ブロック会等により時宜に応じた研修会を開催しています。

(5) 懇親会・旅行・同好会

総会懇親会、総会エクスカーション、東西支部旅行、ゴルフコンペ等を通じて会員の親睦を図っています。

(6) 広報活動

年6回、奇数月に会報を発行し、会員及び関係諸団体等に送付しています。

また、東西両支部がそれぞれ支部広報「イーストＪネット」と「ファム」を発行しています。

2．年間スケジュール

1月　新年会、新合格者歓迎会

7月　東西支部総会

8月　全国総会（研究報告・総会・懇親会・分科会・講演会・エクスカーション）

研究活動の歩み／研究課題・出版図書

租税制度及び関連法規に関する研究を行い、研究成果の発表並びにあるべき税制へ向けての提言を行っています。
また会員の資質向上に資することを目的として、会員相互の研究活動を活発に行っています。

①研究課題

近年の研究課題は、次の通りです。
H８年度　第29回研究報告書「移転価格税制」
H９年度　第30回研究報告書「消費税」
H10年度　第31回研究報告書「こうありたい固定資産税」
H11年度　第32回研究報告書「国際化に伴う法人課税の問題点」
H12年度　第33回研究報告書「租税不服申立ての研究」

②出版図書

近年の出版図書は、次の通りです。
H６年６月　「配偶者控除なんかいらない!?」
H８年８月　「税理士への損害賠償請求訴訟判例紹介」
H８年11月　「事実認定確認事典」
H９年８月　「どうなっているの？わたしの税金と年金」
H11年３月　「固定資産税の現状と課題」
H13年４月　「新・租税手続べんり事典」

外部への働きかけ／要望書等を通して

租税制度をはじめとして、税理士法、商法、民法その他税理士を取り巻く諸制度について調査研究を行い、必要な時には関係機関に対し、法改正についての要望を行っています。
特に、民法改正については、長年、女性の地位向上をめざして活動を続け成果をあげてきました。最近は、選択的夫婦別氏制度の導入に向け国会請願等の活動を行っています。
税制については、税制特別委員会の研究により、消費税法、法人税法その他各種税法改正に対する意見表明、改正要望を行っています。ことに配偶者特別控除については、導入当初から問題点を指摘しています。女性を巡る税制に注目し、新しい時代のあるべき制度について研究をすすめています。
今後も、積極的な外部への働きかけを続けていきます。

入会のご案内・規約等

全国女性税理士連盟では、毎年12月の税理士試験の発表をうけ、合格された女性の方々にお祝いのメッセージと共に「新合格者歓迎会並びに新年会」へのご招待をしています。
また、各ブロック会等でも入会のお誘いをしています。
入会についてのお問い合わせは、事務局までおたずねください。

●規約の抜粋

第１条　本組織は全国女性税理士連盟と称する。

第２条　本連盟は次の掲げることを目的とする。
　　1　会員相互の親睦と研鑽
　　2　会員の社会的地位の向上と権益の擁護

第５条　本連盟の正会員は、日本税理士会連合会に登録した女性税理士とする。
ただし、登録有資格者は準会員として入会することができる。

第９条　本連盟に入会しようとする者は、所定の入会届けに記載のうえ、
本連盟事務局に届け出るものとする。
　　以下　略

全国女性税理士連盟事務局案内図

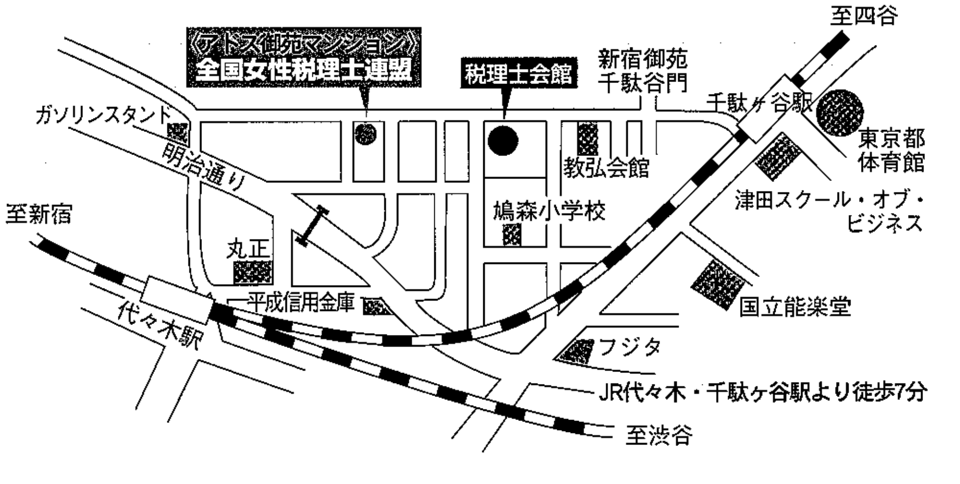

◆事務局◆

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-12-13　アドス御苑マンション308号
TEL 03-3226-0878　FAX 03-3226-0855

2001.05.2000部

全国女性税理士連盟組織図

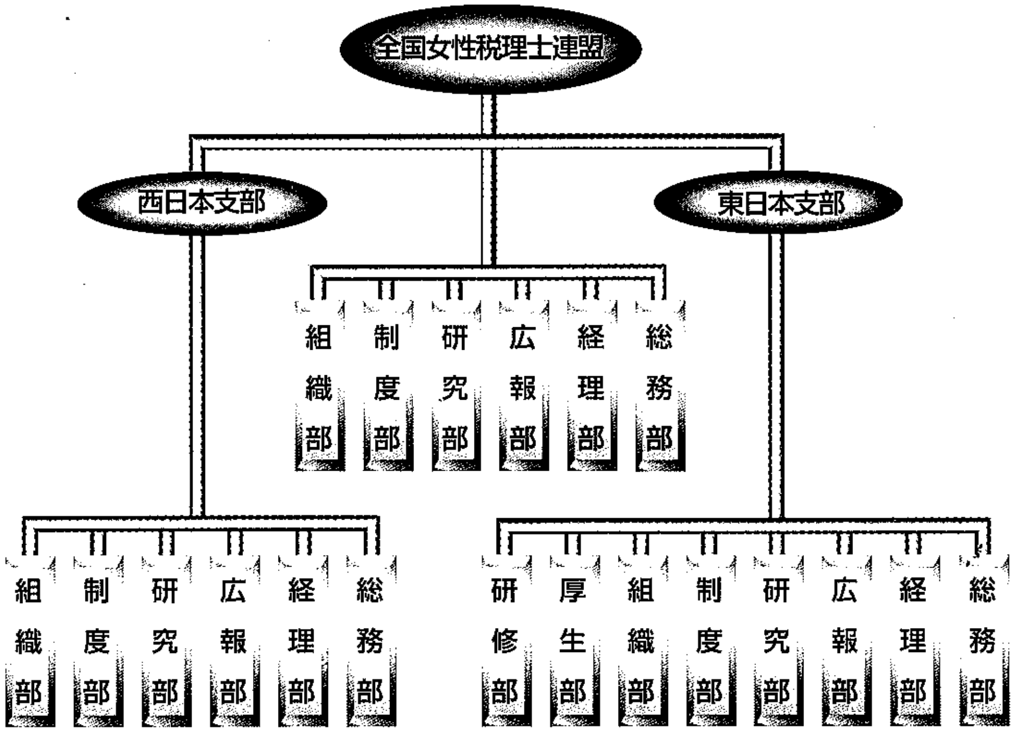

全国女性税理士連盟

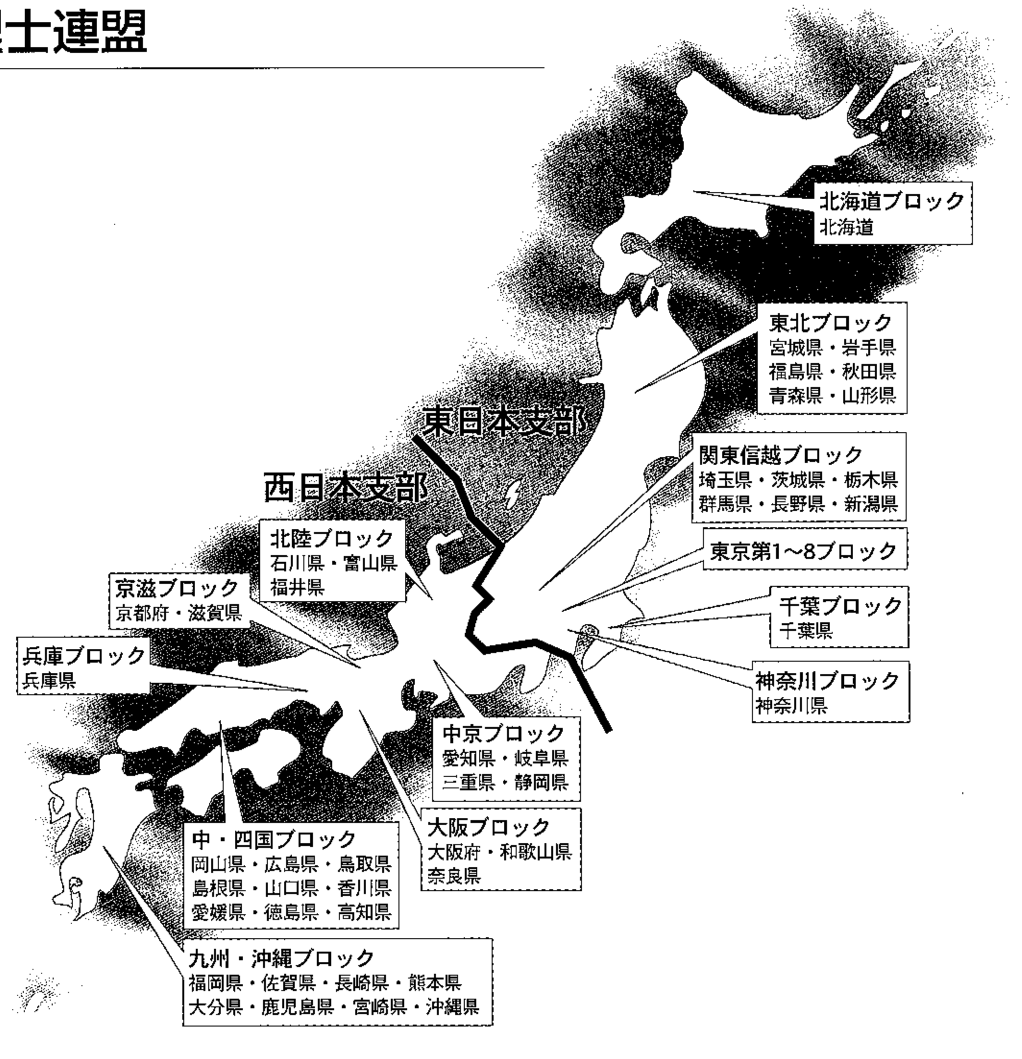

平成１４年１１月１９日（火）

男女共同参画会議・基本問題専門調査会　　内閣府男女共同参画局

全国女性税理士連盟
税制特別委員長　飯塚　やよひ

「専門職（税理士）における女性の就業と生活に関する調査」について

日本労働研究機構の協力を得て 2001 年９～10 月にアンケート調査を行い、まとめたものである。1982 年（昭和 57 年）にも同様の調査を行ったが、いくつかの項目については、現代に沿う質問とした。（育児・介護・夫婦別姓・パソコン等）

１．調査の目的

女性の能力の有効活用、及び仕事と家庭の両立という視点に立ち、代表的な国家資格の一つである税理士における女性の就業状況や職業観、家庭生活の状況を把握して、諸問題を明らかにすることにある。

２．女性税理士の動向

1980 年	税理士登録数	36，818 人	内女性	1，176 人
2001 年	〃	65，973 人（1．8 倍）	〃	6，373 人（5．4 倍）

登録者における女性の割合

1980 年　３．２％

2001 年　９．７％

年々、人数、及び女性比率は増加してきており、これからも増加が予想される。

３．調査の方法

（１）調査対象者

全国女性税理士連盟会員	1，281 名	
その他の日税連登録女性	4，817 名	
合　計	6，098 名	（前回　1，200 名 ）

（２）分析対象者

女税連	655 名（有効回収率	51．1%）
会員外	1，616 名（　〃	33．5%）
合計	2，271 名（　〃	37．2%）（前回 647 名　53．9%）

４．調査対象者の基本的属性　第３章　ｐ３８

（１）年齢

30 歳代	2 割強	最低年齢	25 歳
40 歳代	約３割	最高年齢	91 歳
50 歳代	約２割	平均年齢	47．0 歳

60歳代　　1割強　　　　　　　参考・ 税理士全体　　　59．0歳

男性　　　60．2歳

女性　　　47．8歳

（2）婚姻関係　　　　　p39

未婚者　　　26．2%　（前回　37%）

離死別者　　11　%　　（前回　10%）

有配偶者　　61．9%　（前回　53%）

（内事実婚　3．1%）

年齢の高い層に、結婚せずに職業に就いている者が多くいる傾向が認められる。

未婚割合は、「国勢調査」の全国女性との比較で、30歳以上の年齢層の全てで高い。

（3）初婚年齢　　　　　p39

平均　　　26．9歳　　晩婚化が認められる。

「人口動態統計」の全国女性平均との比較で、近年開きが大きくなっている。

若い世代の高学歴化と仕事の基盤を整えてからという意図もあると考えられる。

（4）家族の状況　　　　p40

対象者の約半数に子供がいる。子供2人が最も多く、平均は1．9人。

（5）最終学歴　　　　　p42

大学・旧大学　　　　　　　　4割

高校・旧女学校　　　　　　2割強

短大・専門学校・旧専門学校　　約2割

年齢が低いほど「大学以上」の割合が高い傾向にある。

特に「大学院」の割合は、年齢が低いほど高い。これは、税理士資格取得に当たって、学位により試験が一部免除になることも関係している。

（6）事務所または勤務地の所在地　　　p43

東京都、政令指定都市　　6割弱

その他　　　　　　　　約4割

（7）就業形態　　　　　p43

本人開業　約6割。家族従業、開業のかたわら勤務を合わせると8割弱となる。

都市部ほど相対的に「開業者」の割合は低く、「勤務者」の割合が高くなる傾向。

5．職業経歴　　第4章　　p46

（1）最終学校卒業直後の就職経験　　　p46

就職経験　　　有り9割

内7割が「税理士事務所以外」

若い世代ほど「税理士事務所」の割合が高い

（2）税理士資格取得以前の職業経歴　　　p46

資格取得前に就職した経験の有無　　有り9割

34歳以下の若い世代　　　　　　　無しが相対的にやや高い

学歴別でみると、大学院の場合に無しの割合が相対的にやや高い。

（3）税理士資格を取得する直前の経歴　　　　p４６

半数近くが「税理士事務所勤務」である。

（4）資格取得方法 及び資格取得年齢　　　　p４６

試験合格　　約8割　　　平均取得年齢　34．2歳

若い世代ほど早い時期に取得。

資格取得直前の経歴が「主婦」であった者の　平均取得年齢37．2歳

育児を一段落した後の取得の状況がうかがえる。

（5）就業タイプ　　　　p５３

結婚しても、就業継続する者が多く、特に若い世代では出産しても仕事をやめない傾向が強い。

就業と結婚との関係　　　５つのタイプに分けた

①「未婚就業型」　　　3割弱

②「既婚再就職型」　　3割弱

③「結婚後初就職型」　0．3割

④「既婚・就業継続型」　約4割で最も多い。（前回との比較でも増加している）

⑤「その他」　　　　　1．5割

若い世代では、結婚・出産しても就業継続のケースが最も多い。これは最近の保育状況と職業選択に当り、就業継続ができる職業として税理士資格を取得していると考えられる。

6．就業状況　　　第５章　　p５８

就業時間

育児期に就業時間を調整する傾向が「開業者」「家族従業者」に見られる。

（1）普通の時　　　　p６０

１日就業時間　　　　8時間が最多　　　平均7．3時間

末子が小学校入学前だと6．1時間、高校以上だと7．6時間

子供が小さい時は就業時間を抑え、成長するにつれて就業時間は長くなる。

末子が小学校入学前で見ると、

「開業者」5．9時間、　「家族従業者」6．2時間、　「勤務者」6．9時間

（2）確定申告期などの繁忙期　　p６２

1日就業時間　　　　10時間が最多　　平均10．6時間

末子が小学校入学前で見ると、

小学校入学前	9．3時間
小中学生	10．6時間
高校・大学・大学院	10．5時間

就業形態別

開業者　　　　　9．8時間

家族従業者　　　8．5時間

勤務者　　　　　9．2時間

「開業者」が最も長く「家族従業者」が最も短い。

「家族従業者」ややセーブの傾向あり。ただし、小学校入学後は、全体平均と同じ。

（3）徹夜に有無と回数　　　徹夜（午前0時から続けて5時まで）

有り　2割

「開業者」がもっとも多く、他の就業形態との比較でも多い　　　平均7．7回

（4）休暇と年間休暇　　　ｐ63

「開業者」は「勤務者」比べて、週休2日の割合が低い

平均休暇取得日数は、平均は16．3日　「開業者」は18．2日と最も多い。

（5）開業者、家族従業者の事務所の状況　　　ｐ65

45歳以上で開業している者の比率が、前回よりやや高くなっている。

若い世代ほど平均開業年齢が低く、高学歴の方が平均開業年齢は低い。

（6）職員の有無と人数　　　ｐ68

約6割が職員を雇っている。開業年数が高いほど、職員のいる割合が高い。

開業5年、年間収入1000万円が職員を雇うかどうかの目安のようだ。

職員の数　　平均3．9人

職員総数に占めるパート職員21．6％　内女性パート90．7％

年収が低い場合はパート比率高く、年収が高くなるとパート比率は下がる傾向。

7．収入・所得　　　ｐ73

（1）収入　　　2000年の年間収入金額の平均　　2，051万円

（2）所得　　　　〃　　年間所得金額の平均　　　615万円　　全国平均350万円

①開業者　年齢が上がるにつれて所得金額も高くなり、開業年数が長いほど高い。

5年未満　平均330．3万円　　20年以上　平均で1000万を超える

② 家族従業者　年齢が上がるにつれて高くなるが、44歳位までは開業者より平均で200万円高いが、45歳以上では、開業者平均との開きはあまりない。

平均643．3万円

③勤務者　　年齢が上がるにつれて所得金額も高くなるが、開業者ほど年齢による差や登録年数による差はみられない。

5年未満　平均415万円　20年以上　平均704万円

全女性は30歳代後半の399万円をピークに減少していくが、女性税理士は60歳代前半の839万円まで年齢が上がるほど高くなっている。

8．就業意識　　第7章　　p 8 2

（1）職業選択理由　　　p 8 2

仕事と家庭が両立できる職業と思ったから　　約3割
男女差を感じないでやれる職業と思ったから　約3割
能力が発揮できる　　2割強

若い世代において、仕事と家庭の両立を職業選択にする意識が強い。

（2）職業観　　　p 8 3

「仕事も大切だが自分の時間も大事にしたい」　　約半数
年齢が高いほど、「仕事を最優先したい」　　多い
年齢が低くなるほど「仕事も大切だが家事育児も大切にしたい」　多い
どちらかというと前回より若い世代では、仕事優先感が薄れてきているようだ。

（3）女性税理士としての感想　　p 8 6

＜仕事をする上での男女差＞

「実力社会なので感じない」「概ね感じない」　　6割弱
「男女差を感じることがある」…若い世代に多い　　約4割

職業選択理由では、「男女差を感じないでやれる職業と思ったから」が上位だったにもかかわらず、若い世代では男女差を感じる者が多い。
男女差についての感じは、前回との比較で、現在の若い世代の方が28％も増加。
経験の浅い若い世代に男女差を感じる者が多い。「開業者」では、他の就業形態に比べて男女差を感じる比率が低い。実力と開業に相互作用的な関係があるようだが、若い世代には男女平等意識の向上があることも考えられ、固定観念・先入観の除去の必要性は極めて高い。

9．開業希望状況　　p 9 3

（1）開業希望　　p 9 3

開業したい　　4割　　登録年数の短い者に多い
　　準備中　　約4割
　　資金の工面がつかない　　1割
　　経験を積んでいる途中　　約4割
開業したくない　　3割
　　独立する自身がない　　約3割
　　（登録年数の短い者に多い）
考えていない　　3割

登録10年を超えた時点で、「勤務の方が気楽」とする者が急増（75％）

（2）税理士登録してから開業までの年数

2年未満　　7割　　平均年数1．6年
開業する者は、　　早い時期にする場合が多い

開業していない者は、登録後10年目頃までに準備できるかで決めると考えられる。

10. 別姓又は通称（旧姓）使用について　　p96

（1）「選択的夫婦別氏制度」について

7割が賛成　　有配偶者のうち3．1%が事実婚

（2）通称（旧姓）使用による登録について

約8割が賛成

54歳以下は、どの層も8割近くが賛成だが、55歳以上だと58%に減る。

若い世代、学歴の高い層に賛成とする者が多い。

11. 能力開発及び公職、団体の役員活動等　　第7章　p99

（1）　8割が税理士会の研修に参加しているが、末子が小学校入学前の者の参加率が全体の数値より69．2%と12%ほど低く、専門書による独習が57．9%と高い。

登録年数が長くなるにつれて、「任意団体の研修」や「民間団体の研修」「グループ研究会」などにも参加する者は増加する。

子供が成長するにしたがって、様々な研修に参加する者の割合は増加してくる。

（2）公職・団体の役員活動等への参加

	前回	今回	
「税理士に関連した団体活動」	25．7%	33．4%	7．7%増加
「その他の活動」	10．2%	15．7%	5．5%上昇

34歳以下では、75．6%参加していないが、年齢が上がるにつれて上昇。

45〜54歳の参加率をピークに、55歳以上では34．7%とやや減少する。

勤務者は、いずれの活動も参加は少なく、8割の者は参加していない。

12. 家庭生活　　第8章　p111

（1）夫の職業

夫も税理士	17．2%	34歳以下の若い層にやや高い
その他の関連専門職業	7．2%	両例で全体の4分の1

妻が家庭従業者である場合、夫が税理士その他の関連専門職であるが多く7割。

（2）子供の有無と現在の状況　　p113

① 全体

子供がいる者は　50．2%

子供がいない者は、　48．5%

34歳以下は、未婚率が41．5%と高いためか、子供がいる者の割合は、23．5%と低い。

② 既婚者

子供がいる　68．1%

子供はいない　31．4%

③ 就業タイプ別　　いる　　いない

既婚再就職型	76．1％	23．1％
結婚後初就職型	81．4％	18．6％
既婚・就業継続型	61．6％	38．0％
その他	54．8％	45．2％

「既婚・就業継続型」の6割は、子供を産み育てながら就業を継続している。

（3）子供の人数　　　p115

1人	33．0％
2人	48．6％
3人	16．7％
4人以上	1．1％

結婚年齢が高いほど、子供の数は少なくなる。35歳以上の結婚では、60％が1人。

「既婚・就業継続型」は1人が35．8％と高く、子供が少ない傾向がみられ、就業継続するにあたり、子供の数を制限している様子が伺える。

都市部では1人である場合が4割と高い。

（4）家事時間と家事分担　　p119

①平日の家事時間　　　p119

1時間以下と2時間の合計した割合　41．6％　家事の省力化が進んでいる。

子供が小学校入学前で3～4時間　36．0％で最も多い

〃　　　　　　5時間以上　32．7％と3割を超えている

②休日の家事時間　　　p122

婚姻関係に関係なく3～4時間	約3割
有配偶者の場合の家事5時間	5割
末子が小学校入学前の者7時間以上	28％
末子が高校･大学・大学院の者5時間以上	45．9％

③家事分担　　　p125

どの項目も夫の参加度は上昇してきた。

その内、簡単な修理・大工は68．3％と特に高いが、

その他の分担割合は1～2割程度。

④夫以外の家族の家事分担　　p128

親と同居の家族の場合　　同居の親がかなり家事援助をしているようだ。

⑤家族以外の家事援助者の家事分担　　p130

家族以外の家事援助者が家事を分担している割合は非常に少ない。

本人の所得が1000万円以上のところで家族以外援助者の利用がやや高い。

13. 育児と仕事　第９章　ｐ１３７

（出産直後から学童期（小学校1～3年生まで）の就業状況）

（１）育児期の就業率　学童期までに８割が就業　ｐ１３７

幼児の時就業している	58．1％
2～3歳	65．4％
４～就業前	72．9％
小学校１～3年生	80．0％

若い世代は、早くから開業して就業継続したり、子供が小さいうちから就業を開始する傾向が多い。

（２）長子が就学前までの時期の家事・育児・仕事のバランス　ｐ１４４

「勤務者」　家事･育児中心　約２割　・　仕事中心　４割強

「開業者」「家族従業者」　乳児期　家事育児中心

幼児期～就学前　勤務者とほぼ同じバランス

「開業者」「家族従業者」は、家事育児と仕事のバランス調整が可能の面がある。

（３）緊急時の対応　ｐ１４８

主に自分が休んだ　最も多い　54．8％

主に夫以外の家族が面倒を見た　24．0％　ここまでで８割を占める

（４）平成４年４月以降に第１子を出産した者の妊娠・出産前後の就業状況　ｐ１４９

①平成４年４月以降に第１子を出産した者の人数と就業形態　ｐ１５０

平成 4 年 4 月以降に第 1 子を出産した者　233 名…8 割が税理士として就業

	妊娠出産の頃	現在	
開業していた	41．3％	59．3％	
家族従業	16．3％	20．3％	
税理士事務所・会計法人等へ勤務	40．7％	18．0％	半減している
民間企業	0．6％	0．6％	

②妊娠・出産の頃勤めていた者の仕事の継続状況と復帰の状況　ｐ１５２

妊娠や出産の頃、税理士事務所や会計法人等に努めていたケース７３のうち

仕事をやめなかった	半数の 37 ケース	50．7％
仕事をやめた	36 ケース	49．3％

仕事をやめたケースの復帰

開業した	半数の 19 ケース	52．8％
家族従業員として	5 ケース	13．9％
別の職場の勤務者となった		約２割

（５）育児休業制度の有無と利用状況　ｐ１５３

勤めていた 73 ケースのうち、

勤めていた職場の育児休業制度があった　28 ケース　38．4％

制度がなかった　　　　　　　　　　　　　34 ケース　46．6％

知らない　　　　　　　　　　　　　　　　10 ケース　13．7％

税理士事務所や会計法人の多くは従業員の少ない小規模事業所。

制度があるのは小規模事業所では全国平均だが、大規模では平均を下回る。

14．介護と仕事　　第10章　　ｐ１５９

（１）要介護者の有無　　　　ｐ１５９

現在あるいは過去において介護を必要とする者がいた　　30．5％

年齢別で見ると　45～54 歳　　　37．5％

55 歳以上　　　42．5％

（２）介護の状況　　　ｐ１６１

①介護場所　　　ｐ１６１

在宅、一般病院　　　　　　　　　約８割

老人病院　　　　　　　　　　　　5．1％

特別養護老人ホーム等老人福祉施設　　9．9％

②介護と仕事の両立方法　　　ｐ１６３

開業者…自分が主たる介護責任者である場合等は、仕事量を減らすことで対応。

その他は仕事量を変えず、睡眠時間や休日を減らしたり、人を雇って対応。

勤務者…特に対応していない　　６割　　勤務者は若い年齢層が多い等がある。

対応する者は、年次有給休暇の利用と勤務時間短縮制度を多く利用。

15．生活意識　　第11章　　ｐ１６５

（１）気分転換の方法　　　ｐ１６５

旅行　　53．0％と大幅に上昇。

ショッピング・スポーツ・読書が前回より 10％以上上昇。

家族との時間を大切にする傾向が現れている。

末子が小学入学前の者は、睡眠が 43％と第１位。外出などの気分転換はすくなく、在宅等でできるものが多い。休息が必要な様子が伺える。

（２）生きがいを感じる時　　　ｐ１６８

仕事がうまくいったときは依然として第１位だが、家族との生活や趣味の時間を大切にするライフスタイルへと変化してきている。

（３）結婚観　　　　　ｐ１６９

どちらでもよい　　　７割　　年齢が下がるにつれて積極的意味付けが減少

したほうがよい　　　２割強

しない方が良い　　　0．3％

（４）予定子供数　　　　ｐ１７２

①　全体

子供を持つつもりのない者　　全体の　24．4％

1人　　　　　　　18．9％
2人　　　　　　　33．7％　　二人までで8割弱

②有配偶者のみについてみると

子供を持つつもりのない者　　全体の　17．6％
1人　　　　　　　20．0％
2人　　　　　　　43．6％　　ここに集中している

都市部では1人が5割を超え、町村では2人が4割。

16．課題

（1）税理士は、専門的資格職業ということで、開業、家族従業という就業形態にある場合には、仕事と家庭の両立がしやすいという面がある。ただし、女性の家庭における負担は重く、一時的に就業時間や仕事量を減らすなどで対応している場合もあり、女性の家庭における負担の軽減や能力を発揮できるように、特に育児や介護についての支援体制の充実が必要である。

（2）近年は、都市部を中心に勤務税理士の数が増加傾向にあるが、勤務と育児・介護の両立が可能となるよう育児休業・介護休業制度などを利用しやすい職場環境の整備が必要である。

一方で、税理士事務所の平均雇用者数は3．9人と低いため、育児休業者や介護休業者の休業中を補完できる支援体制が必要である。

（3）税理士は、多くが開業するが、開業のための支援の充実が必要である。

（4）若い世代に男女差を感じる者が多くなっている現状が明らかになった。経験不足からくる信頼不足は仕方がないが、若い世代における男女平等意識の向上と社会とのギャップが大きいとも考えられ、社会の女性に対する固定観念・先入観を払拭する広い取組みが必要である。

（5）選択的夫婦別氏姓導入の賛成者は7割。事実婚が3．1％いたが、民法改正を待っている者もいるのではないかと思われる。法改正の早期実現が望まれる。

（6）家庭生活における家事時間がやや短くなってきているようだが、家事・育児・介護の負担は依然女性が担っている。女性と男性の家事分担を高める意識改革等が求められる。

（7）女性税理士は、全国の女性の平均と比べて、30歳以降の未婚率が高く、晩婚化の傾向も高いが、若い世代では、結婚・出産しても就業を継続する者が多くなっている。

高学歴化等によって、今後はさらに女性税理士の増加が見込まれる。魅力ある専門職として能力が充分発揮できるためには、上記のような家庭との両立支援策、開業支援策、女性に対する偏見や男女の固定的役割分担を無くす意識改革など、広い取組みと環境整備は重要である。

女性税理士 平均所得615万円

全国女性税理士連盟（女税連、東京・渋谷区、会長＝上月英子氏）は、女性税理士の就業状況や職業観、家庭生活の状況などを調査するため、「専門職（税理士）における女性の就業と生活に関する調査」アンケートを実施した（本紙1026号既報）。同アンケートは、同連盟会員1281人のほか、会員以外の女性税理士4817人の合計6098人に調査を実施、2271人から回答を得た。女性税理士の結婚時期や結婚観、平均所得などについても詳細に分析されており、女性税理士が抱える問題点も浮き彫りとなっている。

資格取得年齢は約34歳

3割が未婚者

今回の調査では、女性税理士の約3割が未婚者であることが分かった。これを年齢別に見ると、「20歳代」が54.8%ともっとも多く、「30歳代前半」で36.8%、「35歳以上」になるとすべての年齢層で2～3割程度未婚者となっている。

この割合を総務省がまとめた国勢調査と比較すると、「20歳代」ではほとんど差がないものの、30歳以上になると女性税理士の未婚率が1～2割ほど上回っている。この点について女税連では、「女性の社会進出がいまほど目覚しくなかった時代に税理士になった女性は、難度の高い資格を取得したうえで就業を継続しようという意識が強く、仕事を最優先させる人が多いためでは」と分析している。

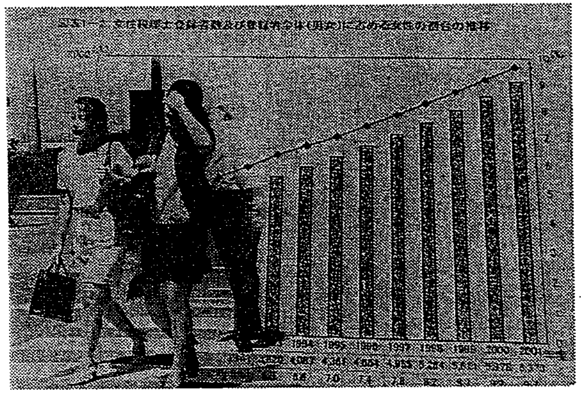

▲女性の税理士登録は年々増えている

既婚者の初婚年齢は、「20歳代後半」が40.1%ともっとも多く、次いで「20歳代前半」が26.2%、「30歳代前半」が12.7%と続く。全体の初婚の平均年齢は26.9歳だった。女性税理士の平均資格取得年齢は34.2歳だが、34歳以下の女性税理士に限れば、資格取得の平均年齢は26.9歳と、初婚の平均年齢と一致。女性税理士にとって約27歳という年齢は、仕事や恋にとくに充実していた時期と推察される。既婚者の夫の職業は、「夫も税理士」との回答が17.2%で、公認会計士や弁護士など「そのほかの関連専門職業」の7.2%を合わせると、全体の約4分の1は士業関連であった。なかでも34歳以下の若年層では、「夫婦ともに税理士」である割合が、ほかの年齢層に比べ22.1%と高く、55歳以上の高齢になると、夫が無職である割合が19.9%と約2割を占めることも分かった。

結婚しても仕事は…

就業タイプを見ると、「既婚・就業継続型」が39.9%でもっとも多く、次いで「既婚・再就職型」が27.7%、「未婚・就業型」が26%となっている。これを昭和55年に実施した前回調査と比較すると、「未婚・就業型」が10.6%減り、「既婚・就業継続型」が9.1%上昇。結婚をせずに就業を続けるパターンが減少し、結婚しても仕事を続けるケースが増えている。

就業時間については、通常時は「8時間」との回答が30.5%でもっとも多く、平均は7.3時間。ただし、末っ子が「小学校入学前」の場合は6.1時間という結果も出ている。子供が幼い時期には就業時間を抑え、家庭と仕事の両立を図っているようだ。

女性税理士の平均所得は615.3万円。具体的に見ると、「500万円未満」が36%で一番多く、続いて「500～1千万円未満」が29.3%。「1千万円以上」は意外に少なく13.4%だ。

年齢別では、「34歳以下」で「500万円未満」が約5割を占め、平均は387.5万円。ただ、年齢が高くなるごとに所得も上がり、「45～54歳」で平均所得が699.6万円、「55歳以上」で786.2万円となる。「45歳以上」になると「1千万円以上」の所得者も約2割に達する。このほか、登録年数が長くなるほど所得金額も上がる。年齢にかかわらず20年以上税理士をしていると、4割近くが1千万円以上の所得を得ている。

育児との両立に課題

女性税理士の約4割は「仕事と家庭が両立できると思った」ことを資格取得の最大の理由に挙げている。つまり、結婚しても仕事を続けさせてくれる相手を選ぶ比重が高いわけだ。さらに最近では、若い世代を中心に早いうちに結婚・出産し、仕事に復帰するケースも多い。この結果、今後は家庭と仕事の両立を図る女性税理士がさらに増加することが見込まれる。

こうした状況に、女税連では「女性税理士が勤務する事業所において勤務と育児の両立が可能となるよう、育児休業制度などの両立支援制度が利用しやすい職場環境を整備する必要がある」としている。女性税理士の家庭と仕事の両立をめぐる問題は、まだ解決しなければいけないことが多い。

私道評価で泥沼

神戸地裁

会計人の判断支持

土地の評価をめぐり、税理士と納税者の間でトラブルになるケースは少なくないが、神戸地裁はさきごろ、私道の評価で納税者の言い分を退け、税理士を支持する判決を下して注目を集めている。一般的に通り抜けが自由にできるような道路で、不特定多数の人が通行する私道は評価の対象外とされており、その判断は難しい。税理士にも慎重な判断が要求されるだけに、今回の判決に関心が集まっている。

相続税の財産評価基本通達24は、「私道の用に供されている宅地の価格は11（評価の方式）から21－2（倍率方式による評価）までの定めにより計算した価格の100分の60（平成6年改正のもの）に相当する価格で評価する」とされ、不特定多数の人が通行しているような場合は、私道の

されていた」と指摘。しかし、A氏は「被相続人の隣人C氏が階段を取り壊し、自己所有地であると主張して柵で囲い込んでしまった。相続発生時にはすでに係争中で、道路の利用も妨害されていた」と主張した。

また、近隣住民などが自動車のUターン場所として利用する土地について、B税理士は「ほとんど被相続人の車庫の出入り用として利用されており、車庫の一部といえる」と判断したが、A氏は「C氏の車庫の出入りをはじめ、不特定多数の人が利用していた。60％で評価するべき」と反論した。

これについて裁判所は、「A氏はC氏による行為を一時的なものと捉えて、階段が存在した時点の評価を主張するが、階段が撤去されてから1年以上経過しており、階段修復の予定についての主張および立証もないことから、相続発生時の現状で評価するべきである」と判断。また、「C氏が車両通行用として利用している土地に60％の評価を求めているが、少なくとも被相続人はC氏の車両通行権を認めていなかった。ジョギングの通り道とも主張するが、階段が存在した時期のことを指す」として、A氏の主張を退けている。

◎TKC◎

連結納税サポート

有利・不利を自動判定

㈱TKC（社長＝飯塚真玄氏）はこのほど、「連結納税（有利・不利）判定ソフト」の提供を開始した。

同ソフトは、グループ経営を行っている大企業に対し、連結納税制度への移行に関する最適なコンサルティングを実現させるために開発されたものだ。

同ソフトを活用すれば、「前事業年度の申告実績に基づく連結納税の有利・不利の判定」、「将来10年間において連結納税が有利となる年度（移行すべき年度）の判定」などを行うことができる。

さらに、戦略的連結納税として、子会社同士の合併や連結子会社の増加、連結法人から離脱した場合のシミュレーション機能なども搭載している。ひとつのグループに付き、親会社1社と子会社30社以内、最大999グループまで登録することが可能だ。価格は3万円（税抜き）。

女性税理士

夫は士業　約2割

半数以上が育児と両立

女性税理士で組織する全国女性税理士連盟（東京・渋谷区、会長＝上月英子氏）はこのほど、「専門職（税理士）における女性の就業と生活に関する調査」のアンケート結果をまとめた。

▲アンケート結果について報告する山本恵子前会長

このアンケートは、女性税理士の就業状況や職業観、家庭生活の状況などを把握するために実施されたもの。同連盟会員1281人のほか、会員以外の女性税理士4817人の合計6098人にアンケートを発送して、そのうち2271人から回答を得た。

それによると、女性税理士の26.2%が未婚者で、残りの約7割は既婚者であることが分かった。また、「子供あり」との回答も50.2%に上り、女性税理士の約半数は子育てと税理士業務を両立させている実体が明らかとなった。

夫の職業については、「夫も税理士」との回答が17.2%で、公認会計士や弁護士など「そのほかの関連専門職業」の7.2%を合わせると、全体の約4分の1は士業関連業務であった。

このほか、「通称（旧姓）使用」に関するアンケートでは、通称名の使用に「賛成」とする回答が78.9%に上り、約8割の女性税理士が、結婚後も旧姓を使用したいと望んでいることが改めて浮き彫りとなった。（詳細は次号に掲載）

女性税理士の就業・生活実態調査

全国女性税理士連盟（上月英子会長）は、同連盟四五周年事業として、日本労働研究機構と協力して女性税理士の実態調査を行い結果を八月五日、東京・代々木の婦選会館で発表した（表紙写真）。調査のタイトルは「専門職（税理士）における女性の就業と生活に関する調査」。代表的な国家資格職業である税理士における女性の就業・家庭生活の状況を把握することで、専門職の女性が抱える問題を明らかにしようというもの。以下、報告書から概要を紹介する。

■調査の方法

調査は昨年九〜一〇月に実施。全国女性税理士連盟会員一二八一人及び会員以外で日本税理士会連合会に登録している女性四八一七人の計六〇九八人を対象に、アンケート調査票を郵送。連盟会員六五五人、会員以外一六一六人、計二二七一人（有効回収率三七・二%）が回答した。

■調査対象者の属性

平均年齢は、四七・〇歳。未婚者は二六%で、全国の女性と比較するとすべての年齢層において未婚率が高く、年齢が上がるほど差が開く。対象者の五〇%は子どもがおり、平均一・九人。最終学歴は、「大学・旧大学」が四〇%で最も多い。事務所・勤務先所在地は、「東京二三区、政令指定都市」が五六%。就業形態は、本人開業六〇%、家族従業一一%、事務所勤務二一%など。税理士資格取得年齢の平均は三四・二歳で、税理士登録年数の平均は一〇・九年だった。

■就業状況

主たる仕事の内容は、「税務書類の作成」「会計業務（記帳及び決算）」「税務相談」の順に多かった。

就業時間は、普通の時は八時間の回答が三一%と最多で、平均七・三時間。末子が小学校入学前だと六・一時間で最も短く、高校以上だと七・六時間と、成長するほど長くなる。末子が小学校入学前の者を就業形態別にみると、開業の場合は五・九時間、家族従業者は六・二時間、勤務者は六・九時間で、開業や家族従業では、子どもが小さい時には就業時間を抑えている。週休制は二日が六七%で最多。週休を除く年間休暇取得日数は、平均一六・三日。

二〇〇〇年の年間平均所得金額は六一五万円で、全女性平均の三五〇万円を大きく上回った。年代別では、全女性が三〇歳代後半の三九九万円をピークにそれ以上は減少するのに対し、女性税理士は六〇歳代前半の八三八万円まで年齢層が上がるほど高くなっている。

■就業意識

税理士を選んだ理由（複数回答）は、「仕事と家庭が両立できる」（三三%）、「男女差を感じないでやれる」（三一%）、「能力が発揮できる」（二六%）が多い。しかし現実には、「男女差を感じることがある」が四一%に上り、前回八二年の同様調査の二八%を上回った。

税理士登録の際に戸籍名しか使用できないことから事実婚を選んだ人は三%。選択的夫婦別姓制度については七一%が賛成で、五四歳以下はどの層も八割近くが賛成しているが、五五歳以上は五八%に減る。学歴別では高学歴ほど賛成が多い。通称（旧姓）での税理士登録を可能にすることについては七九%が賛成。

■家庭生活

子どもがいるのは全体の五〇%で、既婚者のみでは六八%。四五歳以上でも四分の一弱は子どもを持たない。

平日の家事時間は、一時間以下が二九%、二時間以内が二三%で、二四%と一七%だった前回調査に比べて家事の省力化が進んでいる。食事の支度を「全くしない」夫が前回の八一%から六〇%になるなど、夫の家事分担は全項目でかなり進んでいるものの、依然分担率は低い。

育児と仕事についてみると、子どもが乳児期にも五八%が就業しており、学齢期までに八〇%が就業した。税理士本人が仕事のある日の保育担当者は、乳児期は家族（三七%）、一〜三歳時と四歳〜就学前は保育所（五〇%と五九%）、学齢期の放課後の世話は家族（四二%）が最多。

要介護者が現在いるか過去にいた者は三一%。要介護者の属性は、自分の父母が六〇%、配偶者の父母が二三%など。介護と仕事の両立には、開業者と家族従業者の三七%が「仕事量を減らした」とし、勤務者の一四%が「有給休暇を利用した」と回答した。